移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 紀宝町移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、 紀宝町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、紀宝町移住・就業マッチング支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
- (1)移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 (移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と 関係を有するものであることが判明した場合を含む。)

:全額

- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に紀宝町以外の<u>市区町村</u>に転出した場合 : **全額**
- (3) 当該事業(就職に関する要件の場合)において、移住支援金の申請日から1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:**全額**
- (4)移住支援金の申請日から3年以上5年以内に紀宝町以外の市区町村に転出 した場合:**半額**